

金属産業の取引適正化に係る取組

令和2年11月

経済産業省 製造産業局 金属課



目次

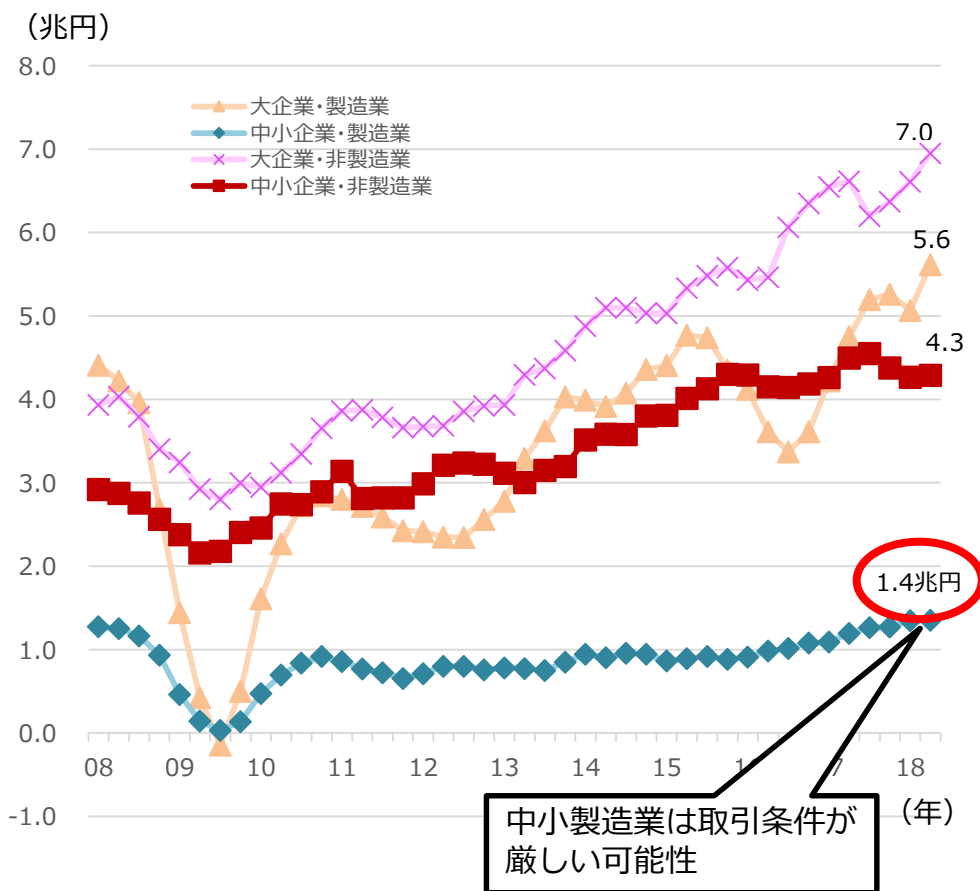
1. 「未来志向型の取引慣行に向けて」	2
2. 新型コロナウイルス感染症対策に関する取組について	21
3. 新型コロナウイルス感染症下における パートナーシップの重要性	26
(参考) 下請関連法制の概要	31
(参考) 下請かけこみ寺(相談窓口)について	35

1.「未来志向型の取引慣行に向けて」

「経済の好循環」実現のためには中小企業の取引条件改善が重要

- 企業収益は拡大傾向にあるが、中小企業、なかでも中小製造業は低迷している。

経常利益の推移



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) 資本金10億円以上の企業を大企業、資本金1000万円以上1億円未満の企業を中小企業とする。

経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について (抜粋) (平成26年12月16日)

- 経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、**取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組むものとする。**
- 平成26年12月16日付本取りまとめ（「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」）については、**継続的にフォローアップ**を行っていくこととする。

安倍内閣総理大臣施政方針演説 (抜粋) (第190回国会、平成28年1月22日)

- 「より安く」を追い求める、デフレ型の経済成長には、自ずと限界があります。
- 「より安く」ではなく、「より良い」に挑戦する、イノベーション型の経済成長へと転換しなければなりません。
- 原材料コストの価格への転嫁など、下請企業の取引条件の改善に官民で取り組み**ながら、最低賃金についても、1000円を目指し、年率3%を目途に引き上げます。

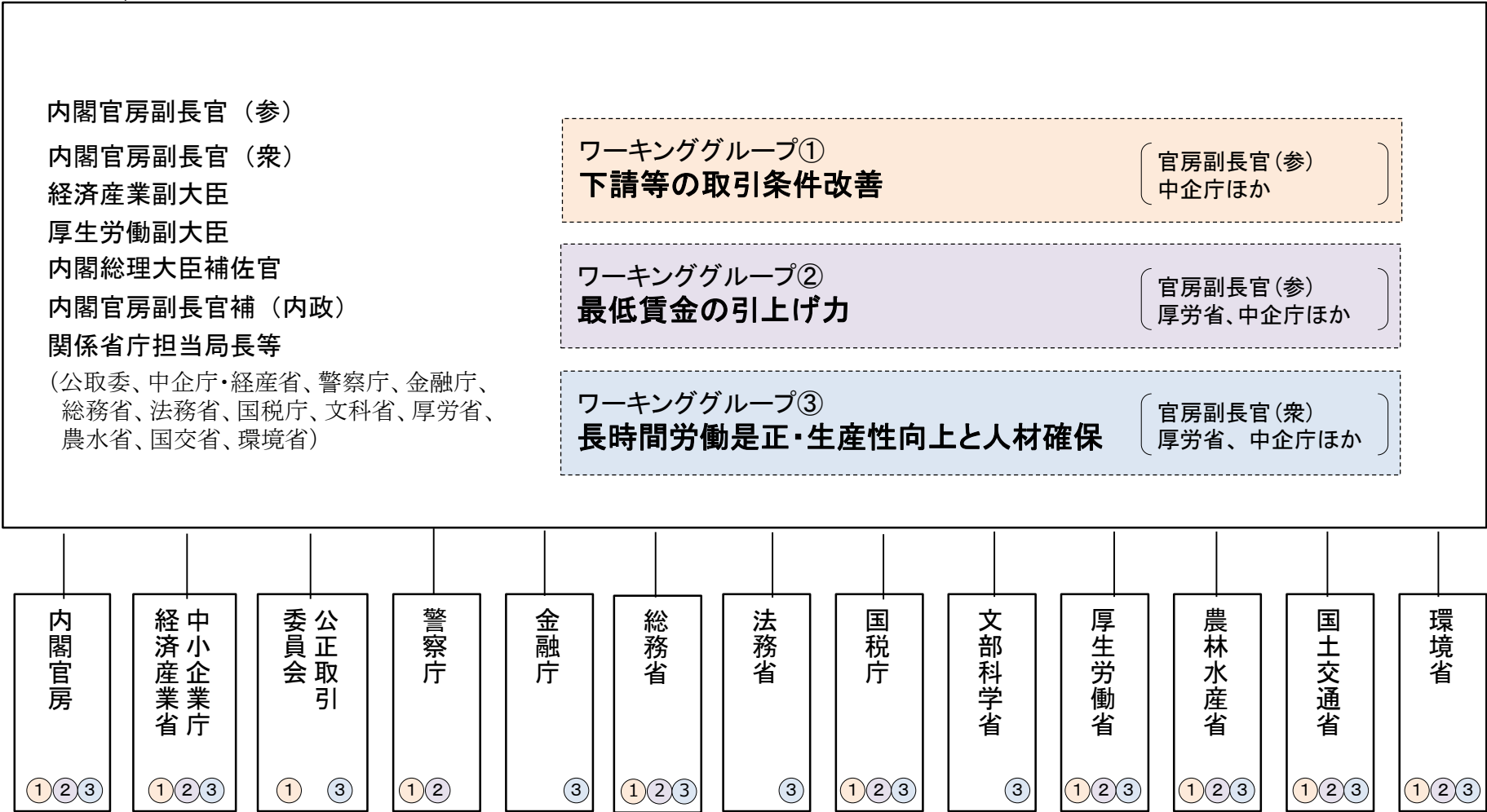
中小企業の課題に政府一丸で取り組む体制

- 課題に総合的に取り組むため、総理官邸に、省庁横断の会議を設置した。

内閣総理大臣

中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議

(旧 下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議を改組)



「未来志向型の取引慣行に向けて」

経済産業省として取り組む今後の政策パッケージ（平成28年9月15日）

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの特強化・厳格な運用（横軸）

事項	改正時期	改正内容
下請法「運用基準」の改正	平成28年12月	➤ 下請法の違反事例を 75事例追記 。（計141事例を記載）
下請中小企業振興法 「振興基準」の改正	平成28年12月	➤ 合理的な原価低減要請の実施、労務費上昇分への考慮、親事業者の事情による下請事業者の型保管費用を親事業者が負担すること等について規定。
	平成30年12月	➤ 大企業間の支払条件の見直しや、型代金の支払方法の改善、「働き方改革」を阻害する取引慣行の是正等 について新たに規定。
	令和2年1月	➤ 型取引の抜本的な適正化や受発注システム等の電子化 への対応を新たに規定。
下請代金の支払条件の改善 (通達、振興基準の見直し)	平成28年12月	➤ 可能な限り 現金払い に。（50年ぶりに手形通達の改正を実施）

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- (1) 産業界に対し「**自主行動計画**」の策定と着実な実行を要請するとともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。
（8業種21団体（平成29年3月末）→**16業種46団体**（令和2年4月末時点））
- (2) 国が定める業種別**下請ガイドライン**を改訂。（17業種（平成29年3月末）→**18業種**（令和2年4月末時点））

「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について①

既存の重点課題		
重点5課題	現状・課題	今後の取組方針
型取引の適正化	● 昨年度の協議会の議論を踏まえ、振興基準を本年1月に改正し、親事業者による金型の保管料の負担や不要な金型の廃棄などの進展が見られるものの、その進捗は道半ば。 ● 不要な金型の廃棄の更なる推進と振興基準や型取引適正化推進協議会報告書の周知徹底が必要。 <下請Gメンヒアによって把握した問題事例> ・金型の引取りの要請を行ったが引き取ってもらえず、100型を無償保管中である。（自動車） ・親事業者が木型の保管料や廃棄の相談をまったく受け付けてくれない。（工作機械）	型取引ルールを反映した自主行動計画の改定を踏まえ、以下の取組を実施。 ● 型取引適正化推進協議会による、各業界団体からの取組状況の聴取。（8月開催） ● 個別企業に対する数万社単位でのフォローアップ調査の実施。（10月目途） ● これらの結果を踏まえ、産業界による自主行動計画の改定やアクション等につなげる。
支払条件の改善	● 下請代金の現金払い化については着実に浸透しているものの、業界慣習や大企業間取引に着目すると改善が鈍い。 ● 手形サイトについては、90日もしくは120日のサイトに張り付いている状況。 ● 約束手形の割引料が下請代金に加味されておらず、十分な協議がなされていない。 ● 新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、下請事業者の資金繰り改善のためにも、支払条件改善への一層の取組が必要。 <下請Gメンヒアによって把握した問題事例> ・以前は手形での支払いだったが、今年より月末締め180日後の現金払いに変わった。（電機・情報通信機器） ・下請法対象外だが、締切から125日後の現金払いという取引先がある。（自動車）	● ①業種ごとの現金払い・手形等の支払期日と取引慣行の実態、②決済手段の在り方（ファクタリング・電子記録債権等を含む）等について、事業者・金融機関等を交え検討会を7月に設置。 ● 中小企業への新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、手形通達の再改正を検討 ● 産業界への働きかけの強化（振興基準、自主行動計画等の再検討）（11月頃方向提示） ● 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。 ● 良い事例・悪い事例の周知徹底。（業界団体等）
価格決定方法の適正化	● 本年2月に、賢人会議「中間とりまとめ」において、大企業と中小企業が共存共栄していく関係を構築するため、適正な価格転嫁など取引適正化をサプライチェーン全体で進め、雇用・所得環境を改善させていく必要性を指摘。 <下請Gメンヒアによって把握した問題事例> ・海外企業の価格を引き合いに出し半額近い値下げを口頭で要求された。（自動車） ・量産ロットの見積もり価格が小ロットの注文にも適用され、利益が出ないので困っている。（電機・情報通信機器）	● 本年5月に「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を設置し、個社による下請振興基準の遵守等を含む自主行動宣言（パートナーシップ構築宣言）を通じ、更なる取引適正化を推進。 ● 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。 ● 良い事例・悪い事例の周知徹底。（業界団体等）

「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について②

- 既存の重点3課題の深堀とともに、新たに「知財・ノウハウの保護」「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」を追加し、取引適正化重点5課題として取組を推進。
- 「下請Gメンや調査等によるきめ細かな実態把握」、産業界における「契約のひな形・ガイドライン等」の遵守徹底、「下請法等に基づく厳正な指導」を全体の方針として取組を実施。
- コロナ禍の経済状況を踏まえつつ、取引適正化に向けた取組を一層進めていく。

新たな重点課題		
重点5課題	現状・課題	今後の取組方針
知的財産・ ノウハウの保護	● 中小企業が知的財産権等に関して、公正な条件での適正な契約を締結できていない。 ● 知的財産権等に関する支援を行うことができる外部の専門人材が少ない。 ● 企業内において、知的財産等の重要性が認識されていない。 <下請Gメンによって把握した問題事例> ・親事業者が立ち合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。(印刷) ・海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。(化学)	● 知財Gメンによる知財の活用等の実態把握の実施（7月以降） ● 大企業・中小企業、学識者、弁護士、支援機関等有識者による検討会を7月に設置。 ①「知財取引における契約のひな形、ガイドライン」の策定 ②支援策(普及啓発、支援機関等の専門人材の活用 ③知財Gメンの体制強化の検討（知財弁護士の登用等） について、10月頃に公表。
働き方改革に伴う しわ寄せ防止	● 本年4月からの時間外労働の上限規制の中小企業適用を踏まえ、中小企業の実態把握が必要。 <下請Gメンヒアによって把握した問題事例> ・短納期発注が多くなったが、割増料金がもらえない。(自動車) ・金曜日に仕事を発注し、「土・日曜日にやれ」と言われた。単価の上乗せは認められなかった。(電機・情報通信機器)	● 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。 ● 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)

【参考】知的財産取引検討会

- **令和2年7月**に有識者を交えた**検討会を設置**。問題事例の確認・整理や今後の対応策について議論。
(座長：寺岡 寛 中京大学経営学部教授)
- これまでに**4回開催**し、知的財産取引に係る問題事例の把握や課題の洗い出しを進めるとともに、
 - ①ノウハウを含め知的財産権を事前の承諾を得ずに、他の目的に利用してはならないこと
 - ②金型の設計図面等の提供を強制しないことなどを示した**ガイドライン骨子及び契約書ひな形を9月に提示**。今後、パブリックコメントを経て公表予定。さらに、**下請振興法に基づく「振興基準」の改定**につなげる。
- 11月以降、ガイドラインの定着等に向けて、**外部専門人材の不足への対応**や、**中小企業における知財の重要性の認識向上**に向けた施策についても議論を進め、**年度内にとりまとめる**予定。

中小企業の知的財産に関する取引実態

- 公取委「**製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書**」(令和元年6月)
(報告事例) 営業秘密であるノウハウの開示等を強要される。名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる。等
- **下請Gメン(取引調査員)によるヒアリング**

1. 契約締結前 コスト削減のためという名目で共同研究を持ちかけられても当社の持つノウハウをさらけ出して持って行かれるおそれがあるので簡単には乗れない。<自動車>	2. 工場見学・工場監査 親事業者が立合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。<印刷>	3. 試作品開発 大手メーカー向けに、試作品を製作(特許技術)。内製化しない旨の誓約書を交わしたにもかかわらず、内製化を進めようとしていたことが判明。抗議したところ、「特許侵害の証拠を見せろ」といわれた。<半導体>	4. 取引開始後 ・過去の主要取引先に金型図面を渡したら、そのまま海外でコピーされた。<化学> ・海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。<自動車>
---	--	---	---

知的財産取引検討会 概要

構成員 学識者、弁護士、弁理士、大企業・中小企業、中小企業支援機関 ●オブザーバー 中小企業団体、公正取引委員会、総務省、特許庁、経産省産政局、産技局	論点 (1)適正な契約締結 ⇒ガイドライン・契約のひな形 (2)外部専門人材の不足 (3)中小企業における知財重要性の認識	スケジュール 第1回 現状と課題の整理(7月22日) 第2回 中小企業へのヒアリング(7月31日) 第3回 ガイドライン・契約書ひな形の方向性の検討(8月20日) 第4回 中間とりまとめ(9月) 第5回以降 普及支援策の検討(10月以降)
---	--	---

【参考】約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会

- 令和2年7月より、有識者を交えた検討会を設置し、更なる支払条件改善に向けた議論を開始。
(座長:神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授)
- これまでに計3回開催。手形払いの現金化や、約束手形に関する論点(手形サイトの長さ、割引料の負担)について議論し、手形等のサイトを60日以内とすることなど、手形通達の見直しに向けた具体的な考え方について9月に中間とりまとめを行った。
- 11月以降、IT化・新しい決済手段に関して議論を進め、2月を目途にとりまとめる予定。

現状(自主行動計画フォローアップ調査)

①手形払いの現金化: 現金支払いの割合が徐々に増加

「すべて現金払い」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発注側	49%	53%	57%
受注側	26%	28%	30%

②手形サイトの短縮: 改善は道半ば

「60日以内」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発注側	14%	13%	18%
受注側	10%	12%	14%

③手形割引料(金利分)の代金上乘せ: 若干改善も不十分

「概ね勘案」の割合	平成30年度	令和元年度
受注側	19%	23%

検討会での手形払いの現金化に関する議論

<手形払いの現金化>

○支払側の8割、受取側の9割が「やめたい」との意向。主な理由は以下の通り。

支払側:「手形の購入代金・印紙代」

受取側:「繰延せず現金で支払って欲しい(支払サイトが長い)」

※他方、やめられない理由として業界の商慣習や、支払側の意向、自社が受注側となる取引において改善が進んでいないため、自らも現金払いができないとの意見も。

<手形サイト>

○手形サイトは支払側が決めている構造。支払側は現状のままで良いとする一方、受取側は短縮すべきとの意見が多い。長い支払サイトは、中小企業の資金繰りへの負担に。

○割引料については、長年の慣行や企業間の力関係で受取人負担となっていることが多いとの意見。

約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会 概要

構成員

- 委員
学識者、弁護士、大企業・中小企業
- オブザーバー
中小企業団体、金融機関団体、フィンテック企業
公正取引委員会、金融庁、経産省商サG

論点

- (1)約束手形の「更なる現金化」に向けたアクション
- (2)手形サイトの長さ
- (3)手形の割引料の負担
- (4)IT化・新しい決済手段の利便性とコスト

スケジュール

- 第1回 現状と課題(7月31日)
- 第2回 約束手形に関する論点について検討(8月19日)
- 第3回 中間とりまとめ(9月) →中政審小委でも議論予定
- 第4～6回 IT化・新しい決済手段に関する検討(11月～12月)
- 第7回 とりまとめ(2月)

下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和2年9月末時点）

- 下請ガイドラインは現在18業種策定、自主行動計画は現在16業種49団体策定。

＜下請ガイドライン策定業種＞

業種		ガイドライン名称
製造	素形材	素形材産業取引ガイドライン
製造	自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設	建設業	建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション製作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品	豆腐・油揚げ製造業	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～
食品	牛乳・乳製品	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～

＜自主行動計画策定団体＞

業種		団体名
自動車		日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材		素形材センター等 計9団体
機械製造業		日本建設機械工業会 日本産業機械工業会 日本工作機械工業会 日本半導体製造装置協会 日本ロボット工業会 日本計量機器工業連合会 日本分析機器工業会 一般社団法人カメラ映像機器工業（CIPA）
航空宇宙工業		日本航空宇宙工業会
繊維		日本繊維産業連盟等 計2団体
紙・紙加工業		日本製紙連合会
電機・情報通信機器		電子情報技術産業協会（JEITA）等 計4団体
情報サービス・ソフトウェア		情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会 全国スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランティアチェーン協会 日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会
建材・住宅設備		日本建材・住宅設備産業協会
金属産業		日本電線工業会 日本鉄鋼連盟 日本アルミニウム協会
化学産業		一般社団法人日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成成品工業協会／石油化学工業協会／一般社団法人日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟（6団体連名）
警備業※警察庁より要請		全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請		放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請		全日本トラック協会
建設業※国交省より要請		日本建設業連合会

「金属産業取引適正化ガイドライン」の概要（2017年2月策定、2019年4月改定）

□ 既存の鉄鋼ガイドラインを基礎に、非鉄金属もカバーするガイドラインに改編したもの。

□ 業種横断的な課題への対処

- 下請法運用基準に追加された違反事例の中から、金属産業に関連の深いものを抜粋
- 改正手形通達の遵守要請（現金原則、割引料負担、サイト短縮）
- 振興基準の紹介（生産性向上協力等）
- トラック運送業への荷主としての配慮要請

□ 金属業界固有の問題と対処

【問題】

（電線メーカー）

- ・ 納入時に銅価格が低下した際の値引き要求
- ・ 発注書面がない無償配送
- ・ 製造年と納入年が同一でないことを理由とした返品

（鉄骨加工業者）

- ・ 鉄骨製作代金の一部保留

（鋼材加工業者）

- ・ 注文書の交付拒否や事後交付
- ・ 工作図から切板明細への展開の無償提供
- ・ 設計変更により生じた追加費用の未転嫁 等

【対処】

- ① **公取委と連携し、下請法違反のみならず、独禁法の「優越的地位の濫用」のおそれにも言及。**
- ② **建設業界相手の取引問題については、国交省へ改善の働きかけを実施。 等**

○ 検討体制（策定時）

【座長】

細田孝一 神奈川大学法学部教授

【座長代理】

武田邦宣 大阪大学大学院法学研究科教授

【競争法専門家】

多田敏明弁護士（日比谷総合法律事務所）

【関係団体】

- ・ 高炉、普通鋼電炉、特殊鋼電炉、流通加工、二次製品分野から10団体
- ・ 商社4社
- ・ アルミ、電線、伸銅、鍍金分野から5団体

○ **2019年4月の改定におけるポイント**

2018年12月に振興基準が改正されたことを受け、「働き方改革」の実現を阻害するような取引慣行の改善等を追記。

○ **改善の働きかけの内容**

- ① 経済産業省製造産業局長と国土交通省土地・建設産業局長の連名で、建設業団体（106団体）宛に鉄骨加工業者、電線メーカー、鋼材加工業者との取引条件の改善に向けた要請文を发出（2017年3月）。
- ② 2017年11～12月の建設業取引適正化推進月間講習会（ゼネコン向け全国9箇所）において、金属課から①の要請文の内容を説明。
- ③ 2018年11月、自動車工業会材料部会において、金属課長より、自動車各社に対し、集中購買制度における支給材価格の適正な設定など、取引適正ガイドラインの遵守を要請。

- 2017年2月の金属産業取引適正化ガイドラインの策定以降も、関係団体・企業から、取引実態の情報提供や取引条件改善に向けた相談を受けている。

＜相談内容の例＞

①納期遅れと原材料価格上昇分の未転嫁（鉄筋コンクリート用棒鋼メーカー）

- 建設業界の特に大型案件において、契約書上の納期が守られず、納期が後ろ倒しにされる傾向がある。
- また異形棒鋼の取引において、契約時から納入時まで原材料価格（スクラップ価格）が上昇していたとしても、契約時の単価で据え置いたままにされ、価格変更に応じてくれない。

②生産計画内示の精度のずれ（特殊鋼メーカー、線材加工メーカー）

- 自動車業界と鉄鋼生産・加工メーカーとの間では、納期の約3か月前に注文の内示を受ける商慣習があるが、内示での発注量と実際の発注量に大きな離れがあり、在庫リスクを鉄鋼業界側で負っている。

③件名先物契約の問題（電線メーカー）

- 電線メーカーの代理店や専門卸売業者は、電設工事業者と納期が数か月先の契約（件名先物契約）を締結しているが、多くの契約において、契約数量の±10%以内であれば実際の契約数量を買い手が一方的に指定できる条項を盛り込んでいる。

④事業環境の変化により発生するコスト負担の増加（鋼帯加工メーカー）

- 人手不足による人件費高騰や運賃価格の上昇等といった事業環境の変化により発生するコスト等について、適正な価格転嫁がなされていない。

⑤働き方改革に伴うしわ寄せ（アルミメーカー）

- 働き方改革によって、大手ユーザーからデータの入力などを押し付けられており、業務の負担が増えている。経済産業省や厚生労働省の指導は入っているが、文書の指導だけでは実効性がない。

(参考) 取引条件の改善に向けた要請文①

20170323 製局第 4 号
国 土 建 推 第 36 号
平成 29 年 3 月 29 日

建設業団体の長 あて

経 済 産 業 省 製 造 産 業 局 長

国土交通省土地・建設産業局長

鉄骨加工業者との取引条件の改善に向けた取組について（要請）

政府は、50 年ぶりに下請代金の支払についての通達を見直すなど、取引条件の改善を進めているところです。今般、鉄骨加工業者との取引について、実態調査を行ったところ、元請負人である建設業者が、下請負人である鉄骨加工業者が施工した出来形部分に相当する下請代金を支払う際、代金の一部を保留し、契約工事全体が完成するまで支払わない事例があることが判明しました。

また、支払保留については、約 15% の建設業者が行っており、また、保留の理由としても、「工事目的物の瑕疵を担保するため」、「自社の資金繰りが悪化するのを避けるため」、「特に理由はないが、慣例となっているため」など、本来、契約上の瑕疵担保条項で対応すべきものや、下請負人の責によらないもの、明確な理由もなく行われているものであることが明らかとなっております。（国土交通省「平成 28 年度下請取引等実態調査結果」。平成 28 年 12 月 27 日）

つきましては、政府の取組にあわせ、貴会におかれましても、鉄骨加工業者との取引条件の改善に向け、下記の事項について、会員への周知徹底をお願いします。

記

1. 元請負人が出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けた場合や元請負人が下請負人から建設工事の目的物の引渡しを受けた場合にお

ける支払保留は、建設業法の規制を受けるほか、取引上優越した地位にある建設業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対し、不利益を与えることは、独占禁止法の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある。

また、法令に抵触しない場合であっても、政府として下請等中小企業との取引条件の改善を強く押し進める中で、不適切な支払保留を解消することが、重要である。

2. ついては、鉄骨加工業者と下請契約する際には、この点に留意し、取引の適正化を図る必要がある。具体的には、次の点を踏まえ、契約の締結及び履行を行うこと。

下請代金は、元請負人と下請負人の合意により交わされた下請契約書に基づいて適正に支払われなければならないこと。また、下請契約の締結に当たり、出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法を、下請工事の着工前に書面により行わなければならないこと（建設業法第 19 条第 1 項第 4 号）。

3. なお、月ごとの出来形部分について支払保留を行う場合であっても、例えば、翌月の支払時において、その保留分を解除する契約内容にするなど、鉄骨加工業者に配慮すること。

(参考) 取引条件の改善に向けた要請文②

20170323 製局第 5 号
国土建推第 37 号
平成 29 年 3 月 29 日

建設業団体の長 あて

経済産業省製造産業局長

国土交通省土地・建設産業局長

電線の取引条件の改善に向けた取組について（要請）

政府は、50 年ぶりに下請代金の支払についての通達を見直すとともに、13 年ぶりに下請法の運用基準を抜本改正して違反行為を明確にするなど、取引条件の改善を進めているところです。今般、電線に係る取引について、実態調査を行ったところ、下記のような取引行為があることが判明しました。取引上優越した地位にある電設工事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対し不利益を与えることは、独占禁止法の「優越的地位の濫用」に当たるおそれがあります。

つきましては、政府の取組にあわせ、貴会におかれましても、電線の取引条件の改善に向け、下記の事項について、会員への周知徹底をお願いいたします。

記

1. 電線メーカーの代理店又は専門卸売業者は、電設工事業者との間で納期が数か月先の案件の契約を締結する際、電設工事業者及び電線メーカーとの間で銅の件名先物契約を行い、その価格を基礎に諸経費や利潤を追加した価格を算定、契約金額を確定している。

ところが、電線の実際の納入時に銅のスポット価格が契約単価を下回ると、電設工事業者から値引きを要求され、断ると引取り拒否をされる場合がある。また、逆にスポット価格が契約単価を上回ると、契約金額を据え置いたまま、

契約数量以上の数量を納入するよう求められる場合がある。

このような場合は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」の「受領拒否」又は「減額」に該当するおそれがあり、電設工事業者は、契約内容（製品単価、納入量、契約金額等）を厳守する必要がある。

取引当事者はこの点に留意し、取引の適正化を図ることが望まれる。具体的には、契約時点でリスクや変動要因について可能な限り想定しつつ契約するとともに、当該契約内容にある条件を厳守することが重要である。

2. 電線メーカーの代理店又は専門卸売業者は、電設工事業者に対し電線を配送する際、合意に無い条件での配送を無償で求められる場合がある。

例えば、(ア) 通常は平日の定期便による配送のところ、日祭日・夜間・早朝、時間指定などのチャーター便を必要とする配送への変更要求、(イ) 通常は軒先渡しのところ特殊箇所への納入への変更要求を受けるが、それらにより追加的に発生する運送費等を請求しても負担してもらえず、一方的に負担させられる場合がある。

これらの行為は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」の「その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等」に該当するおそれがある。

取引当事者はこの点に留意し、取引の適正化を図ることが望まれる。具体的には、契約時点で配送条件等を明確に確認しつつ契約し、当該契約条件を厳守することが重要である。

3. 電線メーカーの代理店、専門卸売業者等が電設工事業者に対し、公共工事向けをはじめ電線を納品する際、新品の電線であり、性能・特性に問題が無い製品であるにもかかわらず、製造年が納入・検収年と同一でないことを理由に、返品又は再納入を要求される場合がある。

ここで、公共建築工事において広く使用されている「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」において、電線は、「新品」（製品に保証される品質が製造所から出荷された状態のもの）である必要はあるが、製造年が納入・検収年と同一であることまで求められているものではない。（※）

電線は、納入の集中化や適時納入対応等のため、保管環境を管理した上で在庫運用を通常とする品種が多く、製造年と納入年が数年程度異なっている。品質・性能を毀損することはほとんどないと考えられている。

このため、電線については、通常は、未使用品であれば新品（「製品に保証される品質が製造所から出荷された状態であるもの」。再掲）と同等と考えられ、電線の購入に際しては、未使用品を新品として扱うことが適当である。なお、仮に品質確認が必要な場合は、電線メーカーにおいて製造ロット単位等で品質確認を行うことができるため、個別に電線メーカーへ問い合わせをすることが望まれる。

※「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成 28 年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）では、「第 1 編 1.4.2 機材の品質等」に、「(a) 工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくても良い。」と定められ、その解説にあたる「電気設備工事監理指針 平成 28 年版」（一般社団法人公共建築協会発行。国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）では、「第 1 編 1.4.2 機材の品質等」に、「(2)「標仕」1.4.2(a)では、設計図書に定める品質性能を有する新品としているが、これは、通常、機材に保証される品質が製造所から出荷された状態のものであり、この品質性能を前提に設計されているからである。」としている。電線に求められる品質等についても同様であると解釈され、製造年のみに依るものではない。

(参考) 取引条件の改善に向けた要請文③

20170323 製局第 6 号
国土建推第 38 号
平成 29 年 3 月 29 日

建設業団体の長 あて

経済産業省製造産業局長

国土交通省土地・建設産業局長

鋼材加工業者との取引条件の改善に向けた取組について（要請）

政府は、50 年ぶりに下請代金の支払についての通達を見直すとともに、13 年ぶりに下請法の運用基準を抜本改正して違反行為を明確にするなど、下請取引の条件改善を進めているところです。

鉄骨加工業者は、建設業者等から鉄骨の製造を請け負っている場合に、その鉄骨の製造に必要な鋼材の加工を、鋼材加工業者に委託することが行われていますが、今般、鉄骨加工業者と鋼材加工業者との取引について、実態調査を行ったところ、下記のような取引行為があることが判明しました。下請法（以下「法」といいます。）の適用対象となる取引において下記のような行為を行うことは、同法の規定に違反するおそれがあります。

つきましては、政府の取組にあわせ、貴会におかれましても、鋼材加工業者との取引条件の改善に向け、下記の事項について、会員への周知徹底をお願いいたします。

記

1. 鋼材加工業者は、
（ア）鉄骨加工業者から注文書が交付されず、依頼をしても交付を拒まれる
（イ）既に材料を購入、加工し、製品を納入した後になって、鉄骨加工業者から、まとめて書面を交付される

場合がある。このような場合は、書面の交付義務（法第 3 条）の規定に違反するおそれがある。

下請取引において、発注内容・支払条件が不明確なことによるトラブルを未然防止する観点から、書面交付は、発注の都度、直ちに行う必要がある。

2. 鋼材加工業者は、鉄骨加工業者から無償で、工作図から切板明細への展開を依頼される場合がある。加工の一工程として委託内容に含まれている場合に当該費用を負担しないことは、買いたたきの禁止（法第 4 条第 1 項第 5 号）の規定に違反するおそれがある。

鉄骨加工業者は、注文内容の内訳として、工作図から切板明細への展開発注を明確化するとともに、その対価について、鋼材加工業者と十分に協議を行い、合理的な設定をすることが望まれる。

3. 鋼材加工業者が鉄骨加工業者から注文を受けた後、材料を購入、加工している間に、当初の設計に変更が加わり、結果、必要以上に鋼材を購入したり、加工後の鋼材が不要となる場合（余材発生）がある。必要以上に購入した鋼材や余材は、他に転用するとしても歩留ロスを生じることが多く、特にこの鋼材がミルシート（鋼材検査証明書）に工事名などを表記された専用材の場合には、他に転用すること自体極めて困難である。また、「今後この鋼材を購入するから」等と言われながら長期間購入してもらえず、歩留低下等による費用増分のみならず、倉庫での保管費用も負担してもらえない場合もある。

発注後に設計変更し、その設計変更により鋼材加工業者に生じた費用を負担しないことは、不当な給付内容の変更の禁止（法第 4 条第 2 項第 4 号）の規定に違反するおそれがある。また、保管費用を支払わないことは、不当な経済上の利益の提供要請の禁止（法第 4 条第 2 項第 3 号）の規定に違反するおそれがある。

鉄骨加工業者は、発注時に決定した数量に満たない納品数量で発注を中断せざるを得なくなった場合には、鋼材加工業者が生産に要した費用を負担することが望まれる。また、鉄骨加工業者は、倉庫での保管費用等の追加経費について、鋼材加工業者と十分に協議を行い、合理的な経費を設定することが望まれる。

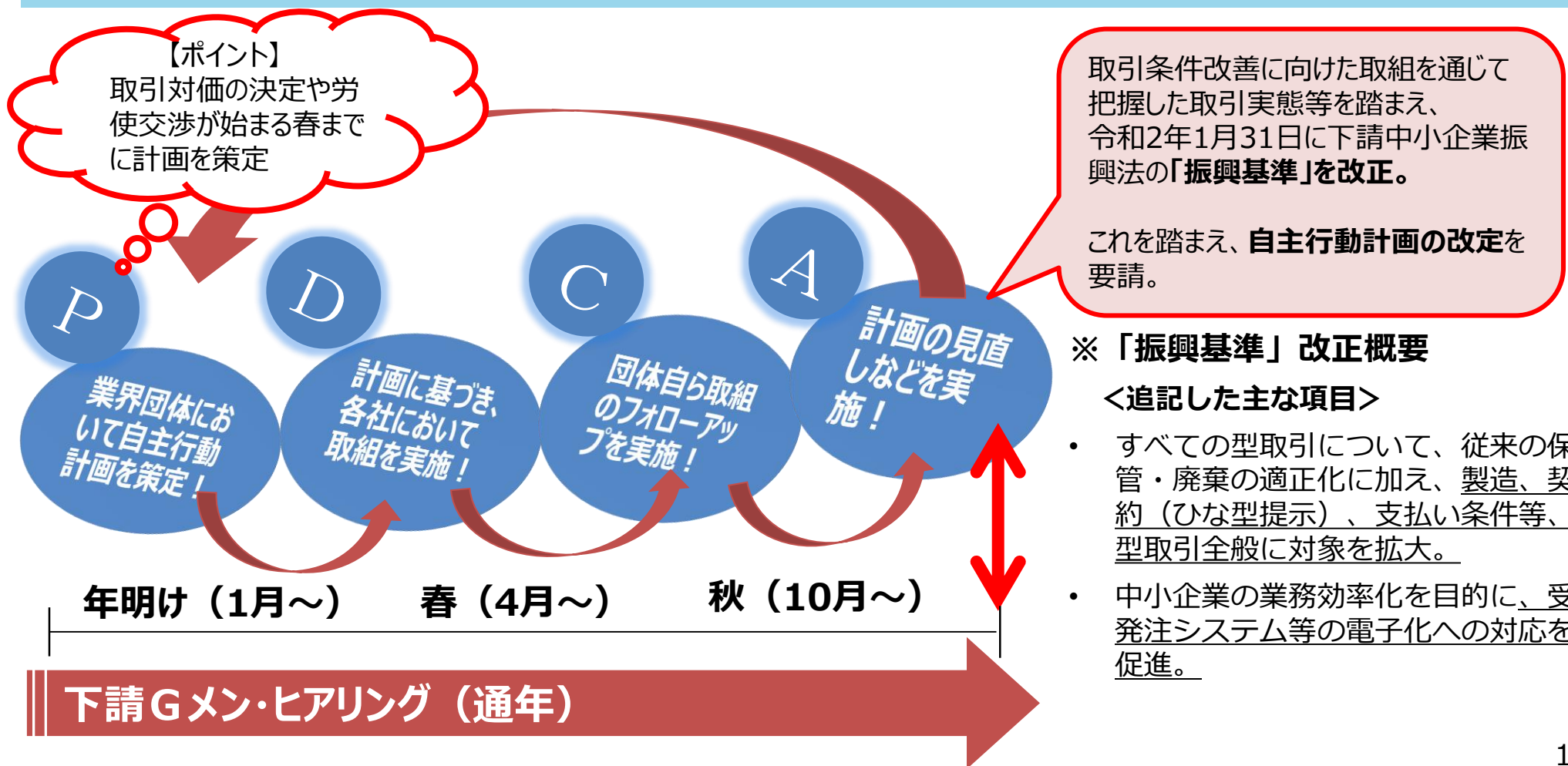
4. 鋼材加工業者は、鉄骨加工業者から、発注の書面に無い条件での配送を無償で求められる場合がある。（例えば、契約後、鉄骨加工業者から、（ア）予め決まっていた納入先を変更する、（イ）納入先を分納する、（ウ）搬入車両を指定する、（エ）遠隔地への期日指定をする等の追加要求を受けるが、それらに伴う追加費用の負担をしてもらえない等。）

このような場合は、不当な給付内容の変更の禁止（法第 4 条第 2 項第 4 号）の規定に違反するおそれがある。

鉄骨加工業者は、委託代金に含まれる製品の運送経費について、1 回の発送量や運搬形態等の条件を加味しながら、鋼材加工業者と十分に協議を行い、合理的な経費を設定することが望まれる。

取引適正化に向けた更なる取組（自主行動計画）

- 自主行動計画は策定して終わりではなく、**PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていく**ことが重要である。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。



自主行動計画に関する動き

- 世耕大臣より、業界団体との懇談会の場を通じて、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画の策定と着実な実行を要請。（一部、事務方より要請。）
- 自動車産業をはじめとして、これまでに**16業種49団体**が応諾（2020年9月末時点）し、2020年度からは金属産業に係る計画も策定・実施。

主な自主行動計画を策定する業種及び団体名（一部）

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会（平成31年3月14日改訂） 日本自動車部品工業会（平成31年3月14日改訂）
素形材	素形材センター（平成31年4月25日改訂）
建設機械	日本建設機械工業会（令和元年5月9日改訂）
⋮	⋮
金属産業	日本電線工業会（令和2年3月25日策定） 日本鉄鋼連盟（令和2年4月28日策定） 日本アルミニウム協会（令和2年9月28日策定） 日本伸銅協会（予定）

令和元年度自主行動計画フォローアップ調査結果概要

- 経産省所管の自主行動計画策定業種（8業種29団体）が令和元年9～11月に調査を実施。
- 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点三課題について、令和元年度の結果はいずれも改善。
- 特に、②型管理の適正化「型の返却・廃棄の促進」は、発注側で大きく改善。
- 一方、**発注側・受注側の認識のズレ**は、各課題で依然として埋まらず、今後の課題。

※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。

（回答例：①概ねできた（実施済）、②一部できた（実施中）、③できなかった（未実施）の3択）

- 認識のズレの解消等を目的に、令和元年度より、取引問題小委員会(11/27,12/9)にて、策定業界団体が一堂に会し、公開の場で調査結果等について議論。結果を踏まえて、対策検討・計画改訂を要請。

<重点三課題 改善割合>

回答率は35%（昨年度34%）
（令和元年度：対象6019社、回答2086社）

設問	発注／受注	平成29年度	平成30年度	令和元年度
① 不合理な原価低減要請 を行わない／受けていない ※「実施済」と答えた企業の割合	発注	81%	81%	86%
	受注	40%	51%	56%
②－1 型管理の適正化 （※1） 型の 返却・廃棄の促進 （※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	39%	39%	50%
	受注	23%	15%	18%
②－2 型管理の適正化 （※1） 型の 保管費用 の発注側負担（※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	32%	40%	44%
	受注	17%	13%	14%
③－1 下請代金をすべて現金で 支払っている／受け取っている	発注	49%	53%	57%
	受注	26%	28%	30%
③－2 下請代金支払の手形等のサイトが60日以内	発注	14%	13%	18%
	受注	10%	12%	14%

※ ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計のみ除外。

【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果

- 取引対価へのコストの反映状況について、発注側と受注側で、40ポイント以上の差がある。
- 「型管理の適正化」は、発注・受注ともに、1年前と比較すると「改善された・やや改善された」との回答が半数以上を占め、着実に改善している。

①適正な価格決定

- ・取引対価へのコストの反映状況について、全体として改善状況。
- ・一方で、発注側と受注側での認識のずれは、依然40ポイント以上の差がある。

	労務費			原材料価格			エネルギー価格		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発注側	53%	57%	68%	77%	69%	77%	56%	55%	68%
受注側	12%	20%	27%	35%	36%	37%	13%	21%	27%

②型管理の適正化

- ・1年前からの改善状況について、「改善された・やや改善された」との回答が、発注・受注ともに、半数以上を占め、着実に改善している。
- ・また、改善内容は、発注・受注ともに、「不要な型の廃棄が実現した」の回答が最多。
- ・一方、受注側では、「改善されていない」との回答が、3割以上を占める。

	改善された	やや改善された	改善されていない	型管理の課題はない
発注側	29%	36%	11%	24%
受注側	9%	45%	35%	11%

【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果

- 「支払条件」について、発注・受注ともに、「すべて現金」での支払は微増傾向。
- 手形サイトについては、大半が「90日以内」もしくは「120日以内」に偏っている状況。
- 大企業間取引の現金払い化については、大企業と下請中小企業間取引よりも、「すべて現金払い」の割合が下がる傾向にある。
- 「働き方改革」の影響については、特に影響はないという回答が最も多い。しかし、**短納期発注等によるコストの適正負担については、発注・受注で認識にずれがある。**

③支払条件

- ・ 発注・受注ともに、「すべて現金払い」は微増傾向。
- ・ 手形サイトについては、全体としては改善傾向にあるものの、大半が「90日以内」もしくは「120日以内」に偏っている状況。
- ・ 大企業と下請中小企業との取引においては、「すべて現金払い」の回答が54%である。
一方で、大企業同士の取引においては、「すべて現金払い」の回答が35%と、割合が下がる傾向。

④働き方改革

- ・ 発注・受注ともに、「特に影響はない」という回答が最も多い。
- ・ 影響があるものとしては、「急な対応の依頼の増加」や「短納期での発注の増加」があげられている。
- ・ 短納期発注や急な仕様変更の場合のコストを発注側が適正に負担したかどうかについて、「概ねできた」の回答は、発注側と受注側で、30ポイント以上の差が存在。

＜働き方改革の影響による適正な価格負担＞

	概ねできた	一部できた	余りできなかった
発注側	68%	17%	15%
受注側	30%	25%	45%